

## 議 第 1 0 号 議 案

富士見市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
富士見市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙  
のとおり制定する。

令和3年6月18日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 議会運営委員会委員長 田 中 栄 志

### 提 案 理 由

標準市議会会議規則の一部改正等に伴い、関係規定の整備を図るため、富士見市議会会議規則の一部を改正したいので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

## 富士見市議会会議規則の一部を改正する規則

富士見市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第90条を次のように改める。

（欠席の届出）

第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第138条を次のように改める。

（請願書の記載事項等）

第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（団体の場合にはその名称並びに代表者の住所及び氏名）を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければ

ならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

別表（第165条関係）市議会だより編集委員会の項の次に次のように加える。

災害時対応検討委員会	災害時の議会对応等に関する協議を行うため	災害時対応検討委員会委員	災害時対応検討委員会委員長
------------	----------------------	--------------	---------------

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。